最終更新日:2016年6月29日
株式会社テクノスマート
代表取締役社長 高橋　進
問合せ先:管理部 06-6253-7200
証券コード:6246
http://www.technosmart.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、継続的な安定成長と発展による企業価値の向上を目指して、ステークホルダーに貢献するためのコーポレート・ガバナンスの充実による公正で透明性の高い経営体質を継続することが、最重要課題と考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの下記項目以外の各原則を実施しています。

「「補充原則1-2-4　議決権の電子行使、招集通知の英訳」
株主構成議決権電子行使プラットフォームの利用は、機関投資家、海外投資家の比率等を勘案しながら、導入するか否かを検討していきます。また、招集通知の英訳も海外投資家の持ち株比率を勘案し、検討していきます。

「補充原則4-10-1　独立社外取締役の適切な関与・助言」
現在の経営陣幹部の指名及び取締役の報酬については、監査等委員である取締役3名（いずれも独立役員）も決議に参加して決定しております。今後、より透明性を確保できるよう、独立社外取締役を主要な構成員とする指名委員会、報酬委員会の設置について検討していきます。

「補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示」
取締役会の実効性については、取締役会の機能を向上させるという観点から、定期的な分析・評価を行うことを検討していきます。

「原則5-2　経営戦略や経営計画の策定・公表」
当社の業務形態は、一品一様（オーダーメード）の受注産業であり、お客様の設備投資の動きや景気動向の影響を顕著に受けやすくなります。従いまして、中期的な資本効率に関する指標は、お客様の設備投資の動きや景気動向等を考慮しながら、検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

「原則1-4　いわゆる政策保有株式」
当社は、取引関係を強化する目的で、取引先の株式を保有しております。取引関係の強化によって得られる当社の利益と投資額等を総合的に勘案して、その保有意義を判断しています。また保有、売却、処分については取引関係、株価を総合的に勘案したうえでその可否を判断しています。
議決権の行使は、その議案の内容を精査し、株主価値の向上の是非という観点から適切に行います。

「原則1-7　関連当事者間の取引」
会社役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合においては、取締役会において、当該取引条件及びその決定方法の妥当性、適正性を事前に審査し、また、監査室において取引内容のチェック、監査等委員会による監査を行う等の健全性及び適正性確保の仕組みを整備しています。

「原則3-1　情報開示の充実」
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社のホームページに経営理念、環境理念、企業行動指針、並びに中期経営計画を掲載しています。（http://www.technosmart.co.jp/company）

（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、継続的な安定成長と発展による企業価値の向上を目指して、ステークホルダーに貢献するためのコーポレート・ガバナンスの充実による公正で透明性の高い経営体質を継続することが、最重要課題と考えています。この課題を実行するため監査等委員会設置会社を採用しています。

（3）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
取締役（監査等委員である取締役は除く）の報酬は、その役割と責務を考慮し、また業績及び企業価値向上に対する貢献度等に配慮し決定しています。その内訳は、基本報酬（月次・定額）と賞与（年次・業績連動）で、業績連動の賞与は、経常利益を指標として金額を決定しています。いずれも監査等委員である取締役3名（いずれも社外取締役）も含め取締役会にて決定しています。また賞与は、その支給基準につき、その内容及び決議の方法が適正である旨の監査等委員会の確認を得るものとしています。
監査等委員である取締役の報酬は、職務の性質上、基本報酬（月次・定額）のみとしています。

（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役は、11名以内とする旨を定款に定めています。
取締役会において、候補者の有する経験・知識、能力、人格を踏まえた上で、経営陣幹部の選任、並びに取締役・監査等委員である取締役の候補者の指名を行っています。

(5)取締役会は、経営陣幹部及び取締役・監査等委員である取締役候補者の有する経験・知識、能力、人格を検討した上で、選任・指名を決議しています。取締役の指名の理由については、「株主総会招集通知」に記載しています。

「補充原則4-1-1　取締役会の経営陣に対する委任の範囲」
定款・取締役会規程等に基づき、各取締役の担当業務を決定し、各業務担当取締役が業務を行っています。

「原則4-8　独立社外取締役の有効な活用」
取締役会は、取締役8名(うち社外取締役3名)で構成されています。この社外取締役3名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。当社は、社外取締役の有用性について認識しており、社外取締役の質疑・意見により、取締役会の議論の活性化を促し、コーポレート・ガバナンスの充実に資すると判断しています。

「原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」
独立社外取締役の選任に当り、会社法上の社外性要件に加え、会社経営をはじめとした各分野での豊富な経験と高い見識も重視しております。東京証券取引所の定める独立役員の資格を充たしており、株主の皆様と利益相反の生じる恐れのないことを独立社外取締役に指定するための基準としています。

「補充原則4-11-1　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」
取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行うために、多様な視点、多様な経験、多様かつ高度なスキルを持った取締役で構成されることが必要であると考えています。
取締役の選任は、候補者の有する経験・知識、業績評価を踏まえた上で、取締役会の決議に基づき候補者の指名を行います。

「補充原則4-11-2　取締役及び監査等委員である取締役の兼任状況」
取締役が他の会社の取締役等の役員等を兼任する場合には、当社の取締役としての役割・責務を適切に遂行するために必要となる時間・労力の確保が重要な判断基準と考えています。その兼任の状況については、定時株主総会招集通知、有価証券報告書等で開示を行っています。

「補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性についての分析・評価・開示」
取締役会の実効性評価については、取締役会の機能を向上させるという観点から、定期的な分析・評価を行うことを検討していきます。

「補充原則4-14-2　取締役・監査等委員である取締役に対するトレーニング方針の開示」
取締役・監査等委員である取締役に対して、その役割や責務の説明以外に、必要な知識の習得のため、各種セミナーの参加や勉強会を実施しています。

「原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針」
当社のIR活動は、代表取締役をトップとして、担当取締役及び管理部が行っており、対話により把握した株主の意見等は、情報の共有・活用を図っています。また、ホームページによる情報開示等の実施により、経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくような活動を実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
テクノスマート取引先持株会	1,456,200	13.45
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行)	974,400	9.00
KBL EPB S.A.107704(常任代理人　株式会社みずほ銀行)	385,000	3.55
HORIZON GROWTH FUND N.V. REPRESENTATIVE DIRECTOR WOODEN KENNETH DAVID (常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行)	340,000	3.14
株式会社滋賀銀行	321,875	2.97
テクノスマート従業員持株会	290,375	2.68
椿本興業株式会社	278,250	2.57
東京産業株式会社	267,000	2.46
富士火災海上保険株式会社	249,375	2.30
株式会社立花エレテック	238,000	2.19

支配株主(親会社を除く)の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
桜井征三郎	他の会社の出身者											
矢井田修	他の会社の出身者											
波多江嘉度	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
桜井征三郎	○	○	該当事項ございません。	東京証券取引所の独立役員としての要件を完全に満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定いたしております。
矢井田修	○	○	該当事項ございません。	東京証券取引所の独立役員としての要件を完全に満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員に指定いたしております。
			過去において、当社が借入を行っている株式会社三菱東京UFJ銀行中之島支社の支社長でありましたが、平成23年12月	平成23年12月に株式会社クラブコスメチックスに出向後、平成24年8月に株式会社三菱東京UFJ銀行を退職し、また当社の株式会社三菱東京UFJ銀行からの借入額が平成23年度から平成27年度の過去5年間において、平均で約124百万円(借入先順第3位から第4位、総資産に対する割合平均0.79%)で、過去5年間の金融機関からの当社借入総額に占める株

波多江嘉度	○	○	に株式会社クラブコスメチックスに出向し、平成24年８月をもって、株式会社三菱東京UFJ銀行を退職しております。	式会社三菱東京UFJ銀行からの借入割合は平均で14.70%、最高でも17.55%であり、金融機関の代替性があること、及び株式会社三菱東京UFJ銀行が所有する当社株式数は平成28年３月31日現在、8,000株で発行済株式総数の約0.07%であることから、一般株主との間に利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、監査室との連携により監査を実施することから、監査等委員会事務局を設置し、監査室のスタッフ（内部監査人）が監査等委員会の事務局を兼務しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人、監査室は、必要に応じて情報交換及び意見交換を実施し、内部統制システムを利用した組織的な監査を行う予定です。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

桜井征三郎、矢井田修および波多江嘉度とも独立役員としての要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないと考えています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、経常利益などの経営管理指標を業績評価の基準とし、支給額に反映しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2015年度における取締役（監査等委員を除く）、取締役（監査等委員）および監査役に対する報酬支給総額は、各々53百万円、12百万円、5百万円です。社外取締役および社外監査役に対する報酬支給総額は、各々12百万円、2百万円であり、上記金額に含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役は除く）の報酬は、その役割と責務を考慮し、また業績及び企業価値向上に対する貢献度等に配慮し決定しています。その内訳は、基本報酬（月次・定額）と賞与（年次・業績連動）で、業績連動の賞与は、経常利益を指標として金額を決定しています。いずれも監査等委員である取締役3名（いずれも社外取締役）も含め取締役会にて決定しています。また賞与は、その支給基準につき、その内容及び決議の方法が適正である旨の監査等委員会の確認を得るものとしています。
監査等委員である取締役の報酬は、職務の性質上、基本報酬（月次・定額）のみとしています。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役（監査等委員）には、監査室のスタッフ（内部監査人）が、監査等委員会議事録の作成及び監査等委員会への資料の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は、任期1年の取締役5名及び任期2年の監査等委員である取締役3名で構成されています。法令で定められた重要事項及び取締役会規程に定められた事項をはじめ、経営上の重要な案件について担当取締役より報告を受け、審議を行っています。原則として毎月1回、本社において開催しており、各取締役に対し、十分な監督機能を有していると考えています。
監査等委員会は、社外取締役3名で構成されています。監査等委員である取締役は、監査等委員会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、内部統制システムを利用し、取締役会の職務執行監査を行っています。原則として毎月1回、本社において開催しており、経営に対する監査を十分に果たしてまいります。
監査室は、内部統制システムを機能させるため、内部監査実施計画書を作成し、各部門に内部監査を実施しています。
経営会議は、監査等委員を除く取締役で構成され、原則として月2回開催しています。経営計画及び予算を立案し、その目標に向け具体案を立案・実行しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査等委員会制度を採用し、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るものであります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	開かれた株主総会を目指し、集中日以外の日に開催しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書	
その他	機関投資家の依頼に対し、随時積極的に対応しています。また個人株主を主たる対象として年2回報告書を発行しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、環境活動の推進にあたり、「ISO14001」を取得しております。 当社は、企業の社会的責任をより広く果たしていくために「CSR委員会」を設置しています。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針を次のとおりとする。当社は、この基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めるものとする。

＜業務の適正を確保するための体制＞

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
役員および社員またはそれに準ずる者に法令・定款の遵守を徹底させるため、当社は企業行動指針を定め、また社員行動規範を守らせるためコンプライアンス委員会を設置し、違反行為があったときの報告体制として内部通報者制度を構築し、各部門のコンプライアンス委員からの実施状況の報告および管理体制ならびに研修体制を構築する。
また、当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力または団体等とは一切の関係を持たず、不当な要求等を受けた場合は、会社として毅然とした態度で対応する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会・経営会議その他の重要な会議の意思決定に係る情報、重要な決裁に係る情報ならびにリスク管理およびコンプライアンスに関する情報を記録・保存・管理し、必要な関係者が閲覧できる体制に整備し、文書管理規程を制定する。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
経営に重大な影響を及ぼすあらゆるリスクを認識し、評価する仕組みを整備し、リスク管理の実効性を確保するためコンプライアンス委員会およびリスク管理委員会を設置し、それら各委員会の職務権限と責任を明確にした体制を整備する。また経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生または発生する恐れが起こった場合の体制を整備し、再発防止策等リスク管理規程・コンプライアンス規程を制定する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務権限と担当業務を明確にし、経営会議で経営計画および予算を立案し、その目標に向け具体案を立案・実行する。

＜監査等委員会の職務の執行のため必要な体制＞

（1）監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会事務局を設置し、監査室のスタッフ（内部監査人）が監査等委員会事務局のスタッフを兼務する。
監査等委員会事務局の職務は、次のとおりとする。
1．監査等委員会議事録の作成
2．監査等委員会への資料の提供
3．その他監査等委員会の職務の補助

（2）前条の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
監査等委員会事務局スタッフの任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とし、その評価については監査等委員会の意見を聴取するものとする。

（3）監査等委員会の第1条の取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
前条に基づき取締役からの独立性を高められた監査等委員会事務局のスタッフが、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務遂行に必要な補助業務を実効的に行う。

（4）取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人の監査等委員会への報告に関する体制
取締役（監査等委員を除く）および使用人は、監査等委員会の定めるところにより、以下の事項に関し、要請に応じて、必要な報告および情報提供を行う。
1．内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
2．重要な会計方針および会計基準の決定ならびにそれらの変更
3．業績および業績見込の発表内容ならびに重要開示書類の内容
4．内部通報制度の運用および通報の内容
5．決裁書および議事録の内容

（5）前条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告者が不利な取扱いを受けることのないよう社内規程を整備し、これらの社内規程が適正に運用されているかを監査等委員会が確認する。

（6）監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員会の活動に必要な費用を予算化し、予算枠の範囲外の費用についても必要なものは随時支払う。

（7）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会と業務執行取締役との定期的な意見交換や、監査等委員が経営会議その他重要な会議へ出席し意見を述べる機会を確保する。
また、監査等委員は、社長直轄の監査部門および会計監査人から定期的に報告を受け、意見交換を行う。
監査等委員である取締役には、他の取締役および使用人から独立した執務室を提供する。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況＞

当社の業務の適正を確保するための体制の主な運用状況は以下のとおりであります。
（1）取締役会は、当事業年度は12回開催され、法令で定められた事項および取締役会規程に定められた事項をはじめ、経営上の重要な案件について担当の取締役より報告を受け、審議を行っております。

（2）受注動向、業務進捗状況、組織人事をはじめ、経営全般に亘る諸問題に迅速に対応するため経営会議を原則月2回開催しており、当事業年度は27回開催いたしました。

（3）内部統制が実効的に行われることを確保するためにCSR委員会を設置し、当社監査室から内部監査結果の報告を受けるとともに、当社の内部統制システムの構築、維持、是正処置と再発防止にむけた業務の見直しの検討等を行っております。当事業年度は4回開催しております。

（4）監査等委員会では、監査等委員会で定めた監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準および内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に基づき、監査の方針、監査計画を作成し、取締役および監査室その他の従業員等の職務の執行状況について、書類の閲覧、実地調査、情報収集等を行い、監査室から定期的に報告を受けるとともに、会計監査人から四半期ごとに監査結果の報告を受け意見交換等を行っております。

（5）監査室が年間の内部監査計画に基づき当社各部門に対し内部監査を実施し、その結果は、取締役会、CSR委員会および監査等委員会に報告しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動指針「反社会的な者や団体への関与は行わない」に基づき警察当局、東警察署管内企業防衛対策協議会等との関係機関と連携し、また地域企業、代行機関等との情報交換を行い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体の不当な要求に対して毅然とした態度で対応し一切の関係をもたない旨を基本方針としております。また社員全員には社員行動規範「反社会的勢力には屈服せず、断固として拒絶します」を定め、周知徹底を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

(1)決定事項に関する情報
1.会社関係部署にて事前検討
2.経営会議に申請及び検討
3.取締役会に上程、決議
4.会社情報の取扱責任者による公開検討
5.管理部より公開手続実施

(2)発生事実に関する情報
1.発生事実に関する詳細報告を関係部署より代表取締役に提出
2.会社情報の取扱責任者による公開検討
3.情報の公開資料を経営会議で検討
4.管理部より公開手続実施

(3)決算に関する情報
(決算及び業績予想)
1.経営会議に申請及び検討
2.取締役会に上程、決議
3.会計監査人にて、財務諸表の監査手続
4.会社情報の取扱責任者により公開検討
5.管理部より公開手続実施

(配当)
1.経営会議にて検討
2.取締役会に上程、決議
3.会社情報の取扱責任者により公開検討
4.管理部より公開手続実施

